どうなの？
と思ったら

合理的配慮のQ&A

Q. 申請するにあたって
必要な書類はなんですか？

A. **診断書（3ヶ月以内）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、医師が作成した症状等が記載された書類**です。支援を検討するにあたり、症状の詳細がわかる書類の追加提出が必要となる場合があります。

Q. 申請したら欠席を出席にしてもらえたり、
今までの欠席を免除してもらえたりしますか？

A. 合理的配慮の申請は、**他の学生と同じように授業を受ける機会を提供するものです。**欠席を出席にするものではありません。また、過去にさかのぼって配慮を受けることはできません。

Q. 症状の影響で午前中の対面授業に出席できません。
オンライン授業に変更してもらえますか？

A. 授業のオンライン化には、授業内容の調整や機材準備、指導方法の変更など、多くの準備と時間が必要であり、授業の質を十分に保障することが難しいです。
体調や生活リズムに関して不安な点があれば、授業に参加できるように、時間割の調整など一緒に考えていきましょう。

ACCESS

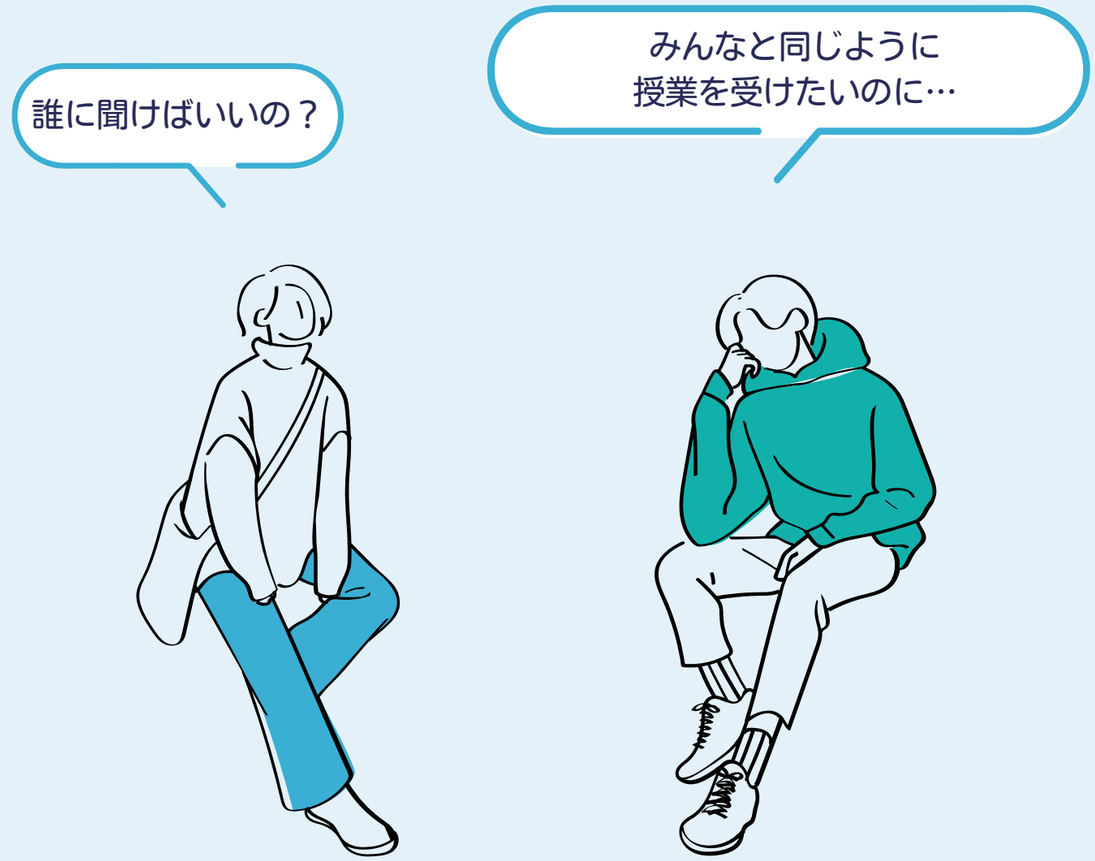
〒570-8555
大阪府守口市藤田町6-21-57
本館4階(402室)　学生相談室

cocolo@oiu.jp

06-6914-4884（直通）

エレベーターを降りて、
左に進むとすぐのところです。

障がい学生支援
のご案内



大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部

障がい学生支援とは

学生相談室では、障がいのある学生の修学に関する相談に応じ、
他の学生と平等に教育を受ける機会を保障するための調整を行っています。

支援対象

障害や病気、その人を取り巻く環境（社会的な壁）によって、大学での生活や学習に継続的な困りごとが生じている学生。

具体的には、以下のような障害や病気のある学生を対象としています。

- 身体障害
- 知的障害
- 精神障害（発達障害）
- 慢性疾患
- 難病
- その他の機能障害　　など

支援例

【すべてに共通】
- 修学に関する相談、連携

【聴覚障害・視覚障害】
- 補聴援助機器の使用許可
- 音声認識の修正
 など

【肢体不自由】
- 送迎車の駐車場の利用許可
 など

【精神障害・発達障害】
- 授業や試験時の環境調整
 →座席の位置調整、途中入退室
 　周囲の刺激を減らすための調整
 など

合理的配慮について

障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。
（障害者権利条約 第二条 定義）

修学上の支援について

原則、本人の意思表明に基づいて手続きを開始します。
流れについては以下の通りです。
合理的配慮は修学上の環境の修正、調整であり、単位取得や卒業を保証するものではありません。

支援の流れ



①相談・申込
修学上の困りごとについては
まずは学生相談室まで
フォーム回答、電話やメール、
直接来室でも
受付可能です

②面談　約30～50分
修学上でどのような場面・
状況で困っているか、
希望する変更・調整について
聞き取り

③申請
面談後に
必要な書類（診断書等）
を添えて所定の申請書を
学生相談室に提出



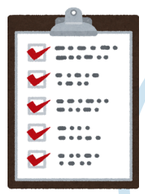
④協議
学生相談室、
所属学科、関係部局で
具体的な支援内容を話し合い
決定

約1～2週間



⑤内容の確認
支援の内容を確認
合意のもと科目担当教員へ
配慮願いを配布
支援開始

対面orメール



⑥振り返り
定期的に面談
支援内容等の見直し

月1～半期に1回

個人情報の取り扱いについて
　学生相談室での相談内容や相談を受けている事実は、原則として守秘義務により守られ、ご本人の同意なく第三者に開示されることはありません。ただし、修学上の合理的配慮の検討・実施に必要な場合には、ご本人の同意のもと、配慮内容の調整に関わる情報や、それに関連する症状・障がいの概要について、関係する教職員・関係部局と共有することがあります。